令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用（参考値）について

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定に至らなかった一部単価については、北陸地方整備局の運用として下表のとおり参考として公表いたします。

なお、各機関での運用については、各々の責任でお願いします。

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価

（参考値）　　所定労働時間内８時間当たりの単価（円）

	石　工	ブロック工	タイル工
新潟県	（27,200）	（28,600）	（23,600）
富山県	28,300	29,200	23,600
石川県	27,700	29,200	23,900

※（　）については、「令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価」掲載値

国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00204.html